

重要なお知らせ

(惣菜製造業技能評価試験の受付及び試験の停止)

本日（4月7日）、安倍内閣総理大臣から、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、小池東京都知事から本宣言に基づく東京都の対処方針が発表されました。当機構においては、国及び東京都の方針に従い、4月9日から5月6日までの間、一時的に事務所を閉鎖させていただくこととしました。

これに伴い、この期間は、惣菜製造業技能評価試験の新たな受付及び全国における試験の実施を停止させていただきます。関係者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解の程お願いします。既に入出国在留管理庁より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で技能実習評価試験の延期等により受検できないために、次段階の技能実習へ移行できない実習生に対し、受検・移行ができるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更を可能とする措置（ご参照 URL：<http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>）が講じられておりますので、当該措置を活用していただくようお願いいたします。

試験再開の場合は、上記在留資格変更の手続きにより在留期間延長（4か月）後の在留期間の終了までに期間の短い受検者を優先して試験を実施することとしております。

4月9日以降、惣菜製造業技能評価試験について当機構へお問合せ等のある方は、下記アドレスまでメールをお願いします。その場合、回答までに時間がかかることをご理解願います。

ginou@otaff.or.jp

（一社）外国人食品産業技能評価機構